

令和4年度第3回朝霞市都市計画審議会 意見聴取結果

○概要

開催日時：令和4年8月26日（月） 15：00～16：30

開催場所：朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）

出席者：〈委員〉鈴木会長、川端委員、高橋委員、松村委員、大橋委員、木村委員、
田村委員（北島委員代理）、須田委員、原田委員、駒牧委員、
田辺委員、岡田委員、宮崎委員
〈専門委員〉小嶋専門委員、須永専門委員

○ご意見

- 1 特定用途誘導地区の容積やゾーンについては誤解がないように検討されたい。
- 2 防災減災も詳細を議論していきたい。災害リスクの低減・回避については説明を加えた方がよい。
- 3 都市マスとのつながりを明確にしたほうがよい。
- 4 居住誘導区域のゾーンについて、わかりやすく伝える工夫があると良い。

○その他質疑

- 5 朝志ヶ丘や三原の方々からすると駅は志木駅になる。志木駅を対象とするか整理するべきではないか。
⇒ 志木駅については、都市マスに即しているため考慮していない。
- 6 密集市街地には都市マスに三原も入っていた。県の基準では含まれないのかもしれないが、朝霞の実態に即した対応をしていただきたい。
⇒ 密集市街地の実態に即した対応について、防災指針に記載する。
- 7 都市機能補完ゾーンは景観計画との整合の観点から、黒目川沿いにゾーンの設定が必要ではないか。
⇒ 都市機能補完ゾーンについて、市街化調整区域の公共施設を維持、または計画的な誘導を主な目的としている。ゾーンの説明について、わかりやすい表現に努める。

8 254号バイパス沿線ゾーンについては今後ゾーンを考慮するのか。

⇒ 内間木公園拡張検討の会議が始まっている。そのなかで検討を具体化していきたい。

9 居住誘導区域をゾーン分けする理由がわからない。表現が安易ではないか。ゾーンというなら区域をはっきりさせるものではないのではないか。

⇒ 立地適正化計画の手引きではゾーン分けは求められていない。居住を考えていただく際の目安になるのではと考えており、特徴を出して居住にもメリハリを設けるものとして設定している。居住誘導区域の見直しは必要に応じてやっていきたい。

10 防災まちづくりのソフト対策とはどういうものか。

⇒ 避難計画や開発許可の基準など、施設整備を伴わないもの。